

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第389回

令和2年12月23日（水）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第389回 議事録

1. 日時

令和2年12月23日(水) 15:00～15:29

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

山中 伸介 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

山形 浩史 新基準適合性審査チーム チーム長

長谷川 清光 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

石井 敏満 新基準適合性審査チーム員

尾崎 憲太郎 新基準適合性審査チーム員

大東 誠 首席原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

坂本 隆 代表取締役社長

赤坂 吉英 常務取締役 リサイクル燃料備蓄センター長

青木 裕 取締役 技術安全部長

白井 功 貯蔵保全部長

齊藤 慎二 東京事務所長代理 兼 キャスク設計製造部 設工認担当

伊藤 努 企画総務部 企画グループマネージャー

杉山 慎太郎 貯蔵保全部 保全グループマネージャー

佐々木 淳 貯蔵保全部 貯蔵グループマネージャー

千葉 一憲 技術安全部 技術グループマネージャー

4. 議題

- (1) リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの新規制基準適合性に係る申請予定について

5. 配付資料

- 資料1-1 リサイクル燃料備蓄センター設工認申請等に係る工程
- 資料1-2 設工認申請及び使用前確認申請の手続きについて

6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、第389回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を始めます。

本日の議題は、リサイクル燃料備蓄センター（RFS）の新規制基準適合性に係る申請予定についてです。

今回の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを用いて行っております。

テレビ会議システムを利用した会議でございますので、会合における注意事項を事務局から説明をお願いいたします。

○石井チーム員 規制庁核審部門の石井です。

注意事項をちょっと御説明させていただきます。まず、発言する場合には、最初、所属と名前を言ってから発言するようにしていただければと思います。

それから、映像から発言者が特定できるよう、必要に応じて挙手をしてから発言してください。また、発言終了時には、発言が終了したことが分かるようにしていただきたいと思います。

それから、音声について、聞き取れないところがあれば、遠慮せずにその旨を伝えて、再度説明を求めるようにしてください。

以上でございます。

○山中委員 それでは、RFSより資料1-1及び1-2に基づき、今後の申請予定について説明をお願いいたします。

○リサイクル燃料貯蔵（坂本社長） リサイクル燃料貯蔵の坂本でございます。大変お世話になっております。

まず、先月11月11日に事業変更許可をいただきましたこと、審査に格別なる御指導をいただきましたことに、改めまして御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

この事業変更許可でございますけれども、私どもの事業の安全性確保に向けた基本設計の考え方を御了承いただいたものと理解をしております、これを踏まえまして、今後の設工認の審査にしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

一方で、設工認の審査に係る検討と準備に時間を要しております、レスポンスという面で当社の力不足といいますか、不徳の致すところでございます。申し訳ございません。

原子燃料サイクルの一翼を担う事業者として、事業が着実に進捗するように、できる限り早期に、新たな認可申請書を提出いたしまして、しっかりと、丁寧に審査の対応に取り組んでまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ちょっと冒頭、一言、御挨拶をさせていただきました。

○リサイクル燃料貯蔵（青木部長） 技術安全部長の青木でございます。

資料1-1の御説明をさせていただきます。リサイクル燃料備蓄センター設工認申請等に係る工程ということで、上段ですね。上の段につきましては、昨年1月に届けさせていただきました工事計画の至近の計画、工程を載せております。また、下段のほうですね。これは、その中でも事業開始までの至近2年についての工程を記載しているものになります。

設工認申請ということですので、下段のほうで御説明をさせていただきますが、今、冒頭ありましたとおり、事業（変更）許可、あるいは建設段階の保安規定の認可につきましては、実績ということで黒塗りをしております。

設工認につきましては、年明け早々、準備を整え次第、申請をさせていただければと思っておりますが、三角が二つございます。資料1-2のほうで御説明させていただきますが、二つに分割をして、工事が伴うものについては、先行した申請をできればというふうに考えているところです。

また、2021年度につきましては、認可を踏まえた追加工事ということで、今後、その工事工程について詰めてまいるということで記載しております。そして、事業開始段階の保安規定、こちらにつきましても、来年度、申請をさせていただけたらと思っております。

その他の手続きという記載がございますが、こちらの輸送だとか、あるいは地元との手続き、そういったものがざっとございますので、こういった書き方で記載をしているものでございます。

雑駁ですが、全体の工程ということで御説明をさせていただきました。

青木からは以上です。

○山中委員 以上で説明は終了ですか。

○リサイクル燃料貯蔵（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵の齊藤でございます。

それでは、続けまして資料1-2について説明いたします。

まず、許認可の経緯と設備の状況でございますが、弊社は、2010年5月にリサイクル燃料備蓄センターの事業許可を取得いたしまして、同年8月に設工認の認可を取得しましたが、その後に新規制基準が施行されたことから、新規制基準に適合させた事業変更許可を本年の11月11日に取得しております。

一方、設工認につきましては、既認可の設工認に対する変更申請の審査中でしたが、事業変更許可を受けまして、下に書いてある(a)、(b)、(c)のような設備について、申請が必要な状況となっております。まずは、(a)といたしましては、これまでの設工認の記載が、変更が必要となる設備でございます。

それから、(b)につきましては、設工認の申請が必要な設備として、新設をする必要がある設備でございます。

それから、(c)につきましては、既設設備ではありますが、新たに設工認の申請が必要であるというふうに考えている設備がございます。

このような状況でございますが、今後の手続につきましては、現在審査中であります設工認の変更申請を補正するという内容では、その内容が複雑になってしまうということでございますので、審査中の変更申請を取り下げまして、新たに設工認の変更申請を行うこととしたいと考えております。

変更申請に当たりましては、認可後の設備の設置工事期間を確保したい設備がございますので、その設備について先行して申請したいと考えております。

なお、使用前確認申請に当たりましては、既認可に基づき作成した検査記録等を活用することを考えてございます。

続きまして、その詳細につきましては、別紙について説明をさせていただきたいと思っております。

別紙は設工認及び使用前確認の申請の進め方についてでございますが、こちらについては、まず、図-1を御覧ください。現在の設工認の状況といたしましては、現行の第1回申請の変更申請の審査中でしたが、これを一旦取り下げまして、新たに1回目として電気設備、2回目としてその他の設備について、2回の変更申請を行いたいと考えており

ます。これらの申請につきましては、認可をいただいた設備ごとに使用前の確認申請を行うこととしたいと考えております。

次に、図-2を御覧ください。金属キャスクの設工認、それから使用前確認申請のイメージについてでございますが、こちら、現行では、1年で貯蔵を行うことを計画している基数の設工認及び使用前検査の申請を行ってございましたが、金属キャスクにつきましては、同一型式のものを長期にわたって順次貯蔵していくということでございますので、設工認や使用前確認申請につきましては、型式ごとの申請を行うというふうなことをしたいと考えております。そして、1基目の使用前事業者検査の確認終了をもちまして、確認証を取得したいというふうに考えてございます。

なお、先ほども申し上げましたが、既認可に基づきまして作成しました使用前検査記録、それから溶接検査記録、こういった記録につきましては、新検査制度の使用前事業者検査においても活用をしたいというふうなことを考えてございます。

簡単ではございますが、資料の説明は以上でございます。

○山中委員 それでは、事業者からの説明について、審査チーム、専門検査部門から質問コメントがあれば、お願いいたします。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

工程に関して、最初に資料1-1で説明を受けたわけですけれども、今、規制庁側の審査チームとして思っている印象が、まず全体的にいろんな作業がそちらとしては遅いということがあります。先ほど坂本社長のほうからも、自ら認識されているような御発言がありましたけれども、今の進捗状況でこの工程を守るというのは、なかなか、本当にできるのかなというのをよく考えていただきたいなど。

特にこれまで事業変更許可の審査では、RFS側のほうから、審査の迅速化を要望されて、規制庁としては、これに応じて迅速な審査を行ってきたところでありまして、RFS側の対応が遅れて、結果的に審査が長引いた経緯があることを記憶していただいているというふうに思っています。

また、本日示された工程表の中でも、2020年の末、認可という記載をするなど、また設工認対応についても、迅速化を求めていらっしゃるんじゃないかなというふうに考えていますけれども、11月に規制庁として事業変更許可をした中で、設工認の申請予定が今、1月末、先ほど説明の中では年明け早々とおっしゃっていますが、後で具体的にいつ頃を考えているのかというのを明確に説明いただければなと思っております。

さらに分割申請するという状況の中で、これも踏まえて本当に最初の第1回、で、第2回を予定されていますが、先行して設計の状況を早く認可をいただかなければいけない部分があるという御説明でしたけれども、最初の第1回のほうで2回目の分割もしている予定のものも同時に出せないのかどうかということも含めて、今、RFSが考えているスケジュール感を、もう一回適切に説明していただければというふうに思います。

○リサイクル燃料貯蔵（白井部長） リサイクル燃料貯蔵の貯蔵保全部長の白井でございます。

今、当社で考えております設工認の申請につきましては、第1回目としまして、電気設備を予定してございます。こちらは、新しく軽油貯蔵タンクを設置するということを計画しております、そのための現地工事に時間を要するというので、早めに認可をいただいて工事を着手したいということから最初に申請したいというふうに考えているものでございます。その後、ほかの施設につきまして申請をしていきたいというふうに計画をしてございます。

今、この1回目の申請に向けて準備を進めているといったところでございまして、1月の、できるだけ早くと思っておりますが、1月の下旬ぐらいに、中旬から下旬になるのではないかなというところで、今、計画を、作業を進めているといった状況でございます。

なお、そのほかの2回目の申請につきましては、今、2月下旬までに各資料等をそろえて、申請をしようということで準備を進めているといったような状況でございます。

以上でございます。

○石井チーム員 規制庁の石井です。

今、御回答いただいた中で、もう一つ確認なんですけれども、2回目については2月末で計画をしているという状況で、1月末に計画されるところに乗せられない理由が、ちょっと、今明確にはなっていないんですけども、その辺何か、御説明できる部分はありますか。

○リサイクル燃料貯蔵（白井部長） リサイクル燃料貯蔵の白井です。

今の2回目に申請する設備につきましては、各機器の津波による影響を評価しているといった設備でございます。その評価を得たことの対策に少々時間を要しているといったところが現在ございまして、そういったところから、今2月の下旬ということで、2回目の申請を計画しているという状況でございます。

○石井チーム員 2回目の状況につきましては、今御説明を受けた範囲で理解はしたんですけども、くれぐれも1回目、2回目、今計画されているのが遅れないように、適切に進め

ていただく必要があるかなというふうに考えています。

一方で、今、御説明の中に設工認申請の予定で1回目が1月末で予定されているということで、もう概ね1か月の状況なんですけれども、これまであまり積極的な、規制庁としても設工認申請に係る行政相談等を受けている状況ではない状況で、昨日、初めて申請に関する行政相談を受けたところなんですけれども、RFSとして相談した内容が、昨日の面談、行政相談の中でも不明確だったり、適切な準備が全く進められていないというふうな認識でいます。

特に、今後、スケジュールどおりにいろいろな作業を進めていく上で、RFSとして設工認経験者の確保など、申請を適切にかつ迅速に進める体制の整備がどのように整えられているのかということについて、今の体制整備という観点から、例えば申請の内容を今後どういう体制でチェックしていくのかとか、やはり申請されて、また補正申請になるとスケジュールがどんどん長引いてしまう可能性はありますので、そういう体制についてどうお考えかというのを御説明いただきたいと思います。

○リサイクル燃料貯蔵（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵の齊藤でございます。

現在、リサイクル燃料貯蔵では、現場の作業の部隊と、それから設工認の部隊に切り分けて、ある程度、設工認の対応に従事する業務の者を専任させることによって、こちらの対応の効率化を図っていきたいというふうなことで、そういった意味での体制の強化をしてございます。何とか、こちらむつ本社側と東京事務所側が協力いたしまして、早い申請を行いたいというふうなことで、体制のほうを進めてございます。

以上です。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） 補足させてください。リサイクル燃料（備蓄）センターのセンター長の赤坂です。

今の説明に加えて、1月には体制を少し変えて、設工認担当者を一人置いて対応していきたいなと思います。その上で、私のほうからスケジュール管理をしっかりして、今言った1月、2月、ここら辺の工程管理をしっかりやっていきたいと思います。

以上です。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

今、一連の説明がされてきたわけなんですけれども、この話は、許可の段階で早くしてくれという、そちらの要望から始まっている中、11月に許可をし、既に12月の段階で、まだ体制をこれから強化しますみたいな話にもなっているところですし、昨日、ちょっと話を聞

いた限りでは、申請すらおぼつかない状況にあると。結局、今まで何をやってきたんですかというところに、まず問題があるのではないかということ。

それから、今後体制を強化するといっても、上っ面だけやられたとしても、多分、今の状況からすると、抜本的にちゃんと見直していただかないと、皆さんが今日示された資料1-1の資料によると、この認可自体が年度末になっているじゃないですか。我々に、だから審査を1か月程度で終わらせてくれという、そういう要望がここにはあるんだろうということなので、相当、申請書が詰まっていないと、こんな期間では到底無理なんじゃないかなという、今の状況ではですね。

ただし、RFS自体は、既に設工認を既許可のときにやっていて、建物も建っている状況で、設備、機器の点数も少ないという意味では、適切な申請書を出していただければ、それなりの体制では臨めるのかなとも思っています。

いずれにしろ、この計画をきちっと、そちらがこの計画どおりに進めるためには、相当申請書のクオリティを高めたものを出していただいて、一回一回の我々の確認の際に、宿題をもらわないようにしっかり説明するという、そういったことが重要になってくると思いますので、いずれにしろ、そのぐらいのことをしないといけない。何かやっぱりこれ、全社を挙げて、さらには東電、それから原電といった、そういうところのサポートも必要に応じてちゃんと受けながら、体制を強化していただいて、まずしっかりした申請書を提出すると。それから、申請書を提出した後は、きちっと説明していくという体制を構築していただかないといけないのではないかなと思いますので、今日は社長もいらっしゃっていますので、その辺について少し、御意見いただけますか。

○リサイクル燃料貯蔵（坂本社長） 坂本でございます。

冒頭もちょっとお話しさせていただきましたけれども、改めて、今、いただきました御意見といいますか御指導といいますか、重く受け止めさせていただいております。お話ありましたように、このスケジュールでお願いする以上、しっかりと、適切な内容である申請書を必ず提出させていただくべく、両親会社からの支援も得て、社を挙げて一層全力で取り組んでまいりますので、よろしく、お願いしたいと思います。

○山中委員 そのほか、何かコメントございますか。

○尾崎チーム員 規制庁の尾崎です。

先ほど坂本社長のほうからもお話ありましたが、社を挙げて申請準備をするということで、私のほうから、具体的に今後、設工認申請をしていただくに当たってのコメントとい

うか、参考になるようなことをちょっと一つ、ここで発言したいと思っています。

設工認申請については、原子力規制委員会としても、本年の9月30日に核燃料施設の設工認審査とか使用前確認の進め方という、その考え方の方針について決定しております。この資料に基づいて設工認申請を準備いただきたいと思っております。

具体的にポイントだけ3点ほど簡単に申し上げますが、1点目として、この中身をまた改めて見ていただければ結構かと思いますが、まず1点目は、今回、当たり前のことですが、設工認申請に当たっての申請の対象施設というのをまず、明確化いただきたいという点でございます。11月に事業変更許可した際に、その申請書の中で担保されている事項ですとか、既許可からの変更箇所を明確に申請書に記載いただきたいというのが1点目です。

2点目では、資料1-1の説明でもありました、分割申請されるということですので、初回申請のときに、今回2回ということですが、分割申請数ですとか、分割の申請予定時期、さらには全体計画など、全体が見えるようなものをまず示していただきたいと思っております。それが2点目でございます。

3点目は、1回目に電気設備ということを言われていましたが、できるだけ関連する設備はまとめて申請いただき、後から分割申請する設備が、先に分割申請した設備に影響を与えたりとか、審査で申請が重複したりすることがないように、改めて申請対象設備を精査いただきたいと思っています。

申請に当たっては、原燃とか、他施設が設工認申請を進めておりますので、そういった他施設の状況も参考にさせていただきながら、準備を進めていただければと思っております。

以上です。

○リサイクル燃料貯蔵（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵の齊藤でございます。

今御指摘いただいた3点につきまして、承知いたしました。今後の申請について努力してまいります。

以上です。

○山中委員 そのほか、何かございますか。

どうぞ。

○大東首席原子力専門検査官 規制庁、専門検査部門の大東です。

先ほどの説明で、リサイクル燃料備蓄センターは、既に大半の設備が使用前検査を受検して長期間たっているということと、既設設備を改造する場合、それと新たに新設するものがあるということで、今後、新たに新検査制度のほうの使用前事業者検査を実施すべく、

そちらに寄せて実施するという事なので、過去に実施した使用前検査の関係ですね、計画されていたものも含めて、新たに今後実施する使用前事業者検査との関連を、まず明確にさせていただきたいということが一つです。

それと、その明確にすることで、使用前事業者検査の実施方針というものを、第1回の設工認申請に合わせて提示していただきたいということがあります。これは、先行で原燃の再処理事業所も同じような状況で、使用前事業者検査の実施方針を、今、検討している最中で、ホームページ等に提示していますので、それを参考に、どのような検査をするのか、また、既に検査済みでアクセスできないようなものはどうするのかと、そういうことも含めて実施方針を提示していただきたいということが二つ目です。

それと、使用前事業者検査のほうに全て寄せるということで、過去の検査データも活用したいということがありますので、既に申請されている検査申請等も含めて、今後の扱いについて、もし不明な点があれば御相談ください。

以上です。

○リサイクル燃料貯蔵（齊藤設工認担当） リサイクル燃料貯蔵の齊藤でございます。

ただいま御指摘いただきました3点、既に使用前（検査）から時間がたっているということと、改造について過去の手法と今後の確認等を明確にすること。

それから、使用前（事業者検査）の実施方針を初回に明確にすること。それに当たってJNFL等のことについても参考にすること。

それから、使用前検査の記録の活用についての御相談ということで、こちら承りました。そのように準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○山中委員 そのほか、何か質問コメントございますか。よろしいでしょうか。

私どもとしても、事業者が希望した計画どおりの審査、あるいは使用前確認等を進めていきたいと考えておりますけれども、事業者におかれては、社内の人員等の体制を整えた上で、質の高い申請を行っていただくようお願いをいたします。

また、今後の申請に当たっては、本日の事務局からのコメント、幾つか出ましたですけれども踏まえまして、事業者が立てられた計画が予定どおり進められるように、必要な体制整備をしっかりとした上で対応を、お願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。何か御発言ございますか。

○リサイクル燃料貯蔵（赤坂センター長） センター長の赤坂でございます。

今言われたことを肝に銘じて、しっかりやっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○山中委員 そのほか、何かございますか。よろしいですか。

社長、いかがですか。社長、何か御発言ございますか。

○リサイクル燃料貯蔵（坂本社長） ありがとうございます。本日いただきました御指導と御意見、改めましてしっかり重く受け止めさせていただきます。本当に面倒をかけますけれども、しっかりした申請書を提出させていただくべく、繰り返しになりますけれども、親会社の支援も得て、社を挙げて一層全力で取り組んでまいりますので、引き続きの御指導をよろしくお願ひいたします。

○山中委員 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、RFSとの審査会合を終了いたします。